

川島桶川資源循環組合職員の分限に関する手続及び効果に関する
条例

令和 7 年 4 月 1 日

条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 27 条第 2 項並びに第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の意に反する降給(当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下この条から第 3 条までにおいて同じ。)の事由、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の特例に関し定めるものとする。

(降給の事由)

第 2 条 任命権者は、職員の勤務実績がよくない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降給するものとする。

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第 3 条 任命権者は、法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師 2 人以上を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面(法第 49 条第 1 項の規定による説明書)を、当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第 4 条 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が

消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件及び裁判所に係属する間とする。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第5条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

(失職の特例)

第6条 任命権者は、拘禁刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとしてすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日にその職を失う。

(委任)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日の前日までの間における第6条第1項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮の刑」とする。